

令和 7 年度七尾市省エネ設備促進補助金

補 助 1/3 上限 100 万円
※費用 30 万円以上が対象

対象機器 エアコン・照明器具・電球
業務用冷蔵庫・業務用冷凍庫

事業所等のエアコン、照明器具等を省エネ設備に交換する場合、補助金が受けられます。

対象事業者

市内の中小企業者等で、次のいずれかに該当すること

法人・・・ 市内に本社又は本店を有していること
個人事業主・・・ 市内に住所を有していること

補助対象事業

- 1 既設の機器を省エネ機器に入れ替える（リース除く）事業
- 2 省エネ基準の(1)(2)のいずれかを満たしていること
 - (1) 業務用エアコンは、経済産業省が定める 2015 年通年エネルギー消費効率基準を達成したものであること（カタログ等に記載）
 - (2) 上記以外の機器については、経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率が 100 パーセント以上であること（省エネラベルに記載）
- 3 事業用として使用する設備等
※自宅兼事務所に設置する設備等で専ら事業の用のみに使用する部分は対象とします。
- 4 市内の事業者から購入した機器限定
※市内の事業者・・・ 本店登記地がある法人若しくは住所がある個人事業主
- 5 市内の事業所に機器を設置する事業

申請方法

① 事前申し込み

「七尾市省エネ設備促進補助金事前申込書」と「見積書の写し」を提出
令和 7 年 5 月 1 日（木）から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで
※事前申し込みをした年度内に工事・実績報告が必要

② 省エネ機器の入れ替え工事

七尾市から「事前申込確定通知書」が送付されたのち、工事を実施※事前着工は対象外

③ 実績報告書を提出

（提出書類）

- ・七尾市省エネ設備促進補助金交付申請兼実績報告書
- ・領収書等の写し（内訳や機器の型番が分かるもの）
- ・設備を導入する事業所が市内にあることが分かる公的書類の写し
（法人登記簿謄本、直近の確定申告書等）

※個人事業主の場合は、現住所が確認できる公的証明書の写し（住民票、運転免許証、健康保険証等）も合わせて添付すること

- ・購入した設備の内容が確認できる写真（設置前場所、設置完了場所、設備本体及び製造番号等の写真）

【お問合せ】

七尾市産業部産業振興課

電話：53-8565 FAX：52-2812 電子メール：sangyou-s@city.nanao.lg.jp

補助対象機器の確認方法

1 業務用エアコン

カタログに「2015 年省エネ法基準値クリア」と明記してあればその写し、または製造事業者から JIS 規格(JIS B 8616)に適合している宣言書を添付

		冷暖 呼称能力	形 (1.5馬力相当)	
			単相200V	三相200V
〈標準〉UVストリーマ除菌シリーズ		ヒーターレス	ワイヤード	ワイヤード
天井埋込カセット形 S-ラウンドフロー〈標準〉タイプ		ヒーターレス	ワイヤード	ワイヤード
		ヒーターレス	ワイヤレス	ワイヤレス
天井吊形 スタイリッシュフロー		ヒーターレス	ワイヤード	ワイヤード
天井埋込カセット形 エコ・ダブルフロー 〈標準〉タイプ		ヒーターレス	ワイヤード	ワイヤード
		ヒーターレス	ワイヤレス	ワイヤレス
天吊自在形 ワンダ風流		ヒーターレス	ワイヤード	ワイヤード

2015年省エネ基準クリア商品

2 家庭用エアコン、照明器具、電球、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫

本体または包装容器等に「省エネ法基準値クリア」と明記してあればその写し、または製造事業者から JIS 規格（省エネ基準達成率 100%以上）に適合している宣言書を添付



グリーンのマーク
(省エネ基準達成率 100%以上表示)



白のマーク
(省エネ基準達成率 100%未満表示)



省エネ基準達成率表示

下記サイトで対象機器が確認できます。

省エネ性能カタログ電子版

検索

※ 照明器具の対象機器については、以下のとおり

- ・安定器または制御装置を使用する照明器具
- ・照明器具（JIS C 8105-3:2011）
- ・施設用 LED 照明器具、施設用蛍光灯照明器具（JIS C 8106:2015）
- ・家庭用 LED 照明器具、家庭用蛍光灯照明器具（JIS C 8115:2014）